

税理士法人クラリスでは、毎月経営者の方へ経営にお役立て頂けるNEWSを配信しております。  
令和2年度改正税法特集号の内容は下記の通りです。  
事務所通信をご希望の方は、どなたでもお送りしております。  
お気軽に**お問い合わせ**ください。

事務所通信 令和2年度改正税法特集号の内容

#### 【企業関係】

令和2年度税制改正では、持続的な経済成長の観点から、一定のベンチャー企業育成によるイノベーションの推進、5G、(次世代移動通信システム)への設備投資、経済のデジタル化への対応などを後押しする改正が行われます。

- ① 中小企業のオープンイノベーションに係る税制措置の創設…**法人税**
- ② 電子帳簿保存法の改正(国税関係書類の保存方法の見直し)
- ③ 消費税の申告期限の延長(1ヵ月)…**消費税**
- ④ 連結納税制度の改正(グループ通算制度の導入)
- ⑤ 5G投資促進税制の創設…**法人税・所得税**
- ⑥ 企業版ふるさと納税の拡充(税額控除割合の引き上げ)…**法人税・地方税**

#### 【個人関係、土地・住宅、その他】

個人関係では、家計の安定的な資産形成を支援するため、NISA制度の見直し等が行われました。  
また、土地関係として、低未利用地の利活用を促進する特別控除や、所有者が不明な土地等に対する固定資産税の課税上の課題に対応する措置が講じられます。

- ① NISA制度の見直し・延長
- ② 未婚のひとり親への寡婦(夫)控除の適用…**所得税・住民税**
- ③ 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応…**固定資産税**
- ④ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設…**所得税**
- ⑤ 配偶者居住権又は配偶者敷地利用権についての措置…**相続税**

⑥その他

- (1)振替納税の通知依頼とダイレクト納付の利用届出の電子化…所得税
- (2)居住用賃貸建物の取得時における仕入税額控除の制限…消費税
- (3)譲渡特例を適用した場合に住宅ローン控除の適用を制限…所得税
- (4)国外財産調書制度等の見直し…法定調書関係
- (5)国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設…所得税

【いつから施行されるのか】（施行時期一覧表）

詳しくは冊子をご用意しております。

[お問合せフォーム](#)より必要事項をご記入のうえ、送信してください。

栃木県小山市の税理士「税理士法人クラリス」

TEL 0285-23-2233 FAX 0285-23-5222